

審第2745号

答申第553号

令和3年3月9日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年2月18日付け海農第1812号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第987号

平成31年1月7日付けで審査請求人から提起された、平成30年11月6日付け海農
第1282号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年11月6日付け海農第1282号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした別表の不開示部分の欄に記載の各情報のうち、同表の開示すべき部分の欄に記載の各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、同年10月15日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「農地転用の申請書、添付書類 図面一式含む。地番は別紙参照」である。

なお、開示請求書の別紙には、農地の転用に係る特定の土地（以下「本件土地」という。）の地番が記載された公図の写し及び本件土地の位置が記載された位置図が添付されている。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、同年2月21日付け「農地法第5条の規定による許可申請書及び添付書類」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成31年1月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。

なお、審査請求人は、同月31日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項の規定により審査請求書に記載しなければならないものとされている、同項第2号から第5号までに規定する各事項が記載されていない審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

実施機関は、本件審査請求2について、同年2月18日付け海農第1811号で同法第23条の規定により、審査請求人に補正命令を行った。

審査請求人は、当該補正命令に対して、同年3月2日付けで、補正書（以下「本件補正書」という。）を実施機関に提出し、本件補正書には、本件審査請求2が本件決定に対するものである旨が記載されていた。

そして、実施機関は、本件補正書を受けて、本件審査請求2は本件審査請求1に記載された審査請求人の主張を追加するものであると解釈し、当該各審査請求を1件の審査請求と整理した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求1の要旨

(1) 審査請求の趣旨について

「平成30年11月6日付け改農第1282号で行った行政文書不開示（部分開示）決定に係る処分を取り消す」との採決を求める。そして次の3文書の開示を求める：

- ①第3号の申請地とその周辺の調査をした筈の「現地調査報告」
- ②農土法に関連する法令、例えば「老人福祉法」等に抵触するかの検討した筈の報告
- ③憲法の基本的人権の保障に抵触するかの検討した筈の報告

（牛舎建設認可申請地に300頭幼牛の引き入れを認めれば、その結果は）たったの30メートルの距離で隣接する宅地に住む老人ホームの老人達や直ぐ隣接地に住む住民あるいは働く人たちに対する、健康と普通の日常生活の営みに、悪臭や騒音・汚水やハエの発生が如何なる異変を齎すことになるのか？

こんな至近距離に住む人達のこと、どんな配慮への検討があったのか？そもそもこの認可は、誰も疑う常識外の認可であると、普通の人ならば思う事であろう。ならば、そういう環境の極端な悪化に付き、どういう特別な配慮した結果の上の認

可なのであろうから、当然に、どういう普通には必要のない特別な配慮や防御方法が検討され、その結果、どういう格別な手段や防御機器が特別に採用されたのか。そういう検討したことに係る報告がされたのか、それが、事もあろうに、少なくとも3つの検討した報告が総て不開示処分にて、私達は全く知ることが出来ないのは只事ではない。だから当然に、大いなる不安がある。こういう普通では有り得ない至近距離に300頭もの幼牛の引き入れを認めるという（恐らく世界でも珍しいであろう非日常的な）認可するために成された配慮を知りたい。それが普通の人の気持でしょう。だから審査請求をせざるを得ないのです。

そして、万一、特別な手当・配慮が、もし万一、不十分にしか成されていないのであれば、さらに十分な配慮の追加採用を求めなければならないと考えざるを得ない。

付言したいのですが、現存の老人ホームが、もし、他の普通の所に引っ越しを考える事態になれば、その時は、このホームの宅地と建物の所有者に与える経済的な損失に付き、今は、まだ考えたくない程の耐えられない大きなものであることをちゃんと知って貰いたいのです。

(2) 審査請求の理由について

ア 海農は、不開示理由を条例第8条第2号により不開示としている。

イ しかし、不開示となった上記、3つの（検討の結果の）報告の文書に関する総て不開示処分で国民の知る権利の保障は無視。その部分開示されるべきである。

ウ その理由は、至近距離の老人ホームの老人達や住民らの健康の悪化、安静な日常生活に齎す異常な事態。その上、老人ホームが環境激変で存続できずに移転をせざるを得なくなる時には、所有者の被る経済的な打撃も取返しが付かない甚大。まさに多数の若牛は少数の老人・住民・所有者の安穏な生活・余生・健康に勝るか？それも申請者の現牧場に「近くて便利」との理由だけで！

2 本件審査請求2の要旨

その人が一度でも何処かの（公職でも私企業の）職場で働いて、一回でも出張をしたことがある人なら、これは嘘だと自然に即座に感じ、判ってしまうのです。それは出張の目的があり、経費が必要なので、その請求と支払いには、主張目的を書き、帰れば報告をします。当たり前の日常行動なのです。出張報告の作成は普通の書類なのです。担当課の千葉県農林水産部農業事務所総務課でも規定の書類である現地調査報告書や類似の物を《作成》し、出張者が上司の問題点に付き報告する。この件では、申

請書には意識的に何も触れていないが牛舎建設の地は（関係者の全員には、もう既知で悩みの問題の筈だが）隣接地が宅地で、農地法の枠外だが、老人ホームも別荘も存在する事実は実に悩ましい。だが、ないがしろには出来ない大問題だ。担当内部でも議論もし、関連部署にコピーを《取得》させて、意見も聞いているだろうし、申請書や問題の討議記録は関係部署が当然《保有》しているのがごく普通の日常の業務でしょう。

だから、この通知の内容は、一読で嘘と見破られるのは、当り前のことと思われるのに、今回、そんな真っ赤なウソだと申し上げざるを得ないのです。それは、私と賛同者達が報告書は《ある》ことを知ってしまったのですから。

それは、認可が起こす事態が、私達にも相当に深刻だから、真相を徹底的に調べ尽くした積りです。その為、この農政の関係者の働いている5建物を全部（〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇及び千葉県庁とで）約10課や部、計4～50人に会って面談し、後日に電話を掛けて、色んな方からも追加情報を聞き集めました。そして知りました。

本件では、行政の担当の者が少なくとも2回は、二人が現地に公式の出張をしているのです。ですから、その時の公式の現地報告が少なくとも二つはある筈なのです。ですから通知書の内容が、全くの嘘であることを確信しました。つまり、私が開示を求めた書類を少なくとも二回は《作成し、取得し、保有》しているのです。「現地調査報告書」は（通知書の意図とは裏腹に）規定のルール通りに《ある》のです。また、その事実を私達は既に調査して調べ上げて、該当報告書が当然に保管されていて、通知書はウソを伝えているとの確証を得ているのです。

それなのに何故に、千葉農政者は、農政行政のトップの知事名で、そんな嘘を公式に伝える出状をしたのでしょうか。

この事実は、農政関係者間には可成りの焦りがあることが窺われます。この通知の裏には、農政担当者間には、それ相当の大きな問題があるものと、思わざるを得ません（この事に付き私は末尾で見通しを書きます）。だから、《ある》と言っても、その報告書を本当に開示すれば、かなりの面倒な問題に農政関係者が直面していた事態がバレてしまい、それはその住民や老人の健康・福祉・環境・人権の問題と大量動物の公害とその回避行動の不動産の減価と経済的打撃への問題等の挑戦的な暴挙で反対行動に火を着けるとの恐れがあったから、その事態を回避する為には、決してしてはいけないことを承知の上で、嘘を付かざるを行政の関係者が悩み、遂に嘘を付くとの非常

の手段で、嘘を付いて私達から、農政行政の問題を私達から隠そうとの決断をせざるを得なかったと私には考えられます。では、問題とは、何かと言えば：

註：申請書には、書込みをしなければならぬ条項が幾つか白紙、つまり記述がないのは変だし、また明らかな嘘を書いているのや、添付の地図や公図などは3か月以内の物とのルールに反して10年前のまだ老人ホームや別荘などが無い時代の物を提出に対して、受け付けていて、再提出を求めているのは、既に話が出来ていて、許可やその後の認可に不都合な物はないようにしているらしいことが分かる。そういった小細工に類した官民癒着の実態を調べて欲しいのです。官の認可で、笑う者を産むのに、泣く者を同時に造り、泣く者の存在を見せないような反人間的反人道的な認可をすることに審査の目を忘れないようにと、私は既に、前回に提出済みの審査請求書に既におかしいとの指摘をしている。

所が、その指摘に、こういう話も聞こえて来たから、紹介する。件の申請者は、牛舎建設地に、自宅の建設も要求したから許可しなかったと。申請者がそんな農振・農土法のイロハを弁えない輩とは思いにくいし、この話は素人の私に、官は法令の定めることをキチンと守っているよと言いたげのようにだが、実は、その反対に聞こえることもあるのです。

問題：300頭の幼牛の鼻先のたったの30メートル位に、多数の人間が生活している事態になる。さらに、今まで取上げられなかったが、申請書に書込みをないが、実は、老人ホームはもうひとつある。この牛舎地の近くの二つ目の老人ホーム、問題の老人ホームから最近独立したようで、こちらは男性ばかり5人は生活をしている。所在地は、牛舎建設地の線路方向の約200メートル位の位置。この第2の老人ホームの存在は、牛舎建設の許可には、またうざい存在でしょう。

序に書けば、この経営者は、問題の牛舎建設の申請者と話をした時、申請者が農業委員会に顔が利くのを知っていて、牛舎の建設に反対すれば、自分の老人ホームに向けられると期待の県の助成金がストップする口振りに恐れをなしたと、私に白状したことがあった。

もし、牛舎の本格的稼働になれば、幼牛300頭が一斉の鳴声と機械・装置の騒音、牛と排泄物は排水の悪臭、発生するハエの襲来等の公害が酷くて、老人ホームがこの土地から逃げ出すことが有り得る。もし、老人ホームの移転があれば、その土地建物の価値の激しい減価で所有者への経済的損失をどう対応をを考慮すべきか？そして

そういう事態が予想される土地に、わざわざ建設認可を与える前に、周辺には遊休地が多数存在するのに、何故にそういう所の検討も勧めずに、何故に問題発生が不可避の老人ホームの隣接地に建設を認可するのは何故なのか？

何か申請者の利己的な計画を認めなければならないよう何か知られたくない特別な関係や利益共同体みたいになっているのでは無いかとの疑いを、人の心に掻き立てることになるのは分かっているのか？

またその認可が下人して、老人ホームの撤退が起きれば、その責任は行政にもあると、世間も考えて悪玉の行政との評判が避けられなくなる可能性がある。そういう場合に、知事から、何故にそんな所に認可をする必要があったのか？ どうして近辺に散在する遊休地を勧めずに、そんな非人道的な所を認めたのかとの叱声は必至であろう。

そして、これは私の単なる推測ですが、こんな野蛮な決定を農政関係者が知事と事前に、相談もせず知事名で認可をして、知事の名を汚すことになった今度は、ウソと直ぐに判ってしまうような通知書を、今度も知事名で出すことになった。二度目の知事名のバカバカしいウソを告げる通知書の出状も、取り敢えず、知事からの隠蔽目的の為のものであると、私は推測します。

いずれにしろ、この蛮行である認可は、良心的な世界の人々の目を引くだろう。また、この常軌を逸した認可のお陰では、誰と誰が笑い、誰々が健康の悪化問題で泣き、また誰が経済的な損害で泣くのか？ 話題を提供したことになろう。

千葉の農政関係者の非人道的な決定の報いで、これから起こりうる得るであろうし、また、世間の人々の心の中でも、千葉県人の心無い農政とのことで馬鹿にされるのは止めようがないのではないかと、文化人の知事も臍を嚙むであろう。

3 本件補正書の要旨

(1) 審査請求の趣旨について

ア 千葉県知事が、審査請求人に対して行い、平成30年11月6日付け海農第1282号で行った行政文書不開示（部分開示）決定の取り消しを求める。

イ その他：次の①②③の三つの書類。

その開示を審査請求人が追加して開示を求めた。分かり易い説明を加えた。

①は農地法で規定のごく当たり前の報告。②と③は、農地法の関連法令である「老人福祉法」「憲法」の協議関係者とした筈と（審査請求人が考え、その時にされた筈の協議の報告（書）

①「調査報告書」は300頭の牛舎建設用申請地とその周辺100米以内の土地利用状況が分かる地図と写真（隣接の老人ホームと〇〇〇〇邸の存在を示す筈の物）農地法第2条「農地転用許可について」（4）「許可申請図面3-2「周辺土地利用状況図」と3-3「現況が判る写真」。

②（農地法の関連法令）「老人福祉法」《老人の心身の健康保持と安定した生活》に30米先に300頭牛舎建設の認可が抵触するかを（検討した筈の）報告書

③憲法上保障されている第25条第1項《健康で文化的な最低限度の生活を営む権利》といわゆる《健康権》や《国民の知る権利》を無視していないかを協議検討（した筈の）報告書。

老人ホームや民家の人間から、たった30メートル先に、300頭もの幼牛を飼うことを（今の法律条例が禁じていないからといって）他の遊休地を勧めずに、安楽に生活する人たちに接近しその安穏な生活に割り込んでそれを滅茶苦茶にするのをよく予想出来るのに、そんな非人道的な許可を積み重ねて、そして知事の認可！

いったい、まともな人間のすることなのだろうか？

しかも、周辺には遊休地だらけで、それもどんどん増えているのに！

こういう土地柄に千葉県を？！？

(2) 私、審査請求人の〇〇〇〇が、千葉県知事に情報公開をお願いしているのは、牛舎が違法に建設されている疑いがあるから、〇〇〇〇に、現地報告の提出をお願いしました。

なぜなら、〇〇〇〇の申請は違法申請の疑いがあるからです。それはやっとな手に入れた老人ホームと〇〇〇〇邸での安穏な生活を侵害をするからです。考えられない近さに擦り寄って来て、300頭もの多数の若い牛達を入れる牛舎を建て、それが出す公害みたいなものを隠して、H29年3月、牛舎建設地のところが農地の時、境界の測量に立ち会いました。

その時、何の為の測量なのかを測量の人々に聞いたのですが「知らない」といわれました。それでも気になって「土地の売却？家が建つのか？」と。無言でした。

30年9月末？だったか、測量した土地に牛舎が建設されているではありませんか。なんと、牛舎建設の為の予定地だったとは。

老人ホームの経営者は私達が測量に立ち会っていたから、当然知っていたかと思っていたのでした。当時、ホームには入居者が〇〇人いると聞いており、不安げでした。。

環境の悪化とホームの経営とが心配で、海匠農業事務所の駆けつけた所、現地調査報告は見せられないという、既に遅かったのか？

それは農業委員会の会員を優遇した許可ではないかとの疑惑は未だに消えない。

〇〇〇〇は、牛舎建設に、隣接地の老人ホームに支障がある事を知っていたからこそ、私達に極秘で申請し、重要な見取り図の提出する事をしなかった。現地の境界は区境との寸法が違うので、公図は現地とズレがあり人の目を誤魔化すことが出来る。現に、〇〇〇〇は境界を誤魔化す為に、境界の判別が良く判る測量時の写真を隠して認可に至ったのではないか。それは『建築基準法による確認済み』の杭打ちが〇〇〇〇の境界から5m強ホームよりに打たれて、その延長線上の〇〇〇〇の方まで続いていると錯覚する。

その〇〇〇〇の中間点に〇〇〇〇の突き出た境界があり、〇〇〇〇とホームとの境界の距離はたった3メートル弱しかない。そこに牛舎があるのです。規定外の違法建築ではないかと何度も現地調査の提出をお願いしているのです。民民の問題以前に、現地調査がしっかりしていたかを確認したいのは当たり前だと思うのです。

私達は真剣です。数百等の牛がすぐ隣に居るのですから、環境悪化は避ける事が出来ません。〇〇〇〇の申請書類には、既存の牛舎に牛が150頭だと書いてありますがそれは嘘です。300頭の許可を得るためではないでしょうか。直々、知事に〇〇〇〇の申請の取り消しとまでは行かずとも、以前と同じように、安心して暮らせる環境の保障をお願いしたいのです。以上

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分の内容

(1) 対象文書の特定及び内容について

ア 対象行政文書の特定について

本件請求を受け、本件対象文書の1件の行政文書を特定し、本件決定を行った。

イ 対象行政文書の内容について

本件対象文書は、申請者から、農地転用許可事務に関し、農地法（昭和27年法律第229号）第5条にて農地を転用するために、許可申請された文書である。申請は譲受人と譲渡人から構成されており、譲受人と譲渡人が連署による共同申請の文書である。

その内容は以下のとおりである。

(ア) 譲受人 農地を購入し所有権を移転するものである。

(イ) 譲渡人 農地を売却し権利を譲渡するものである。

2 処分の理由（部分開示の理由）

(1) 不開示部分について

本件対象文書で不開示とした部分は次のとおりである。

○農地法第5条の規定による許可申請書

印影（3号）、住所（2号）、氏名（2号）、電話番号（2号）、年齢（2号）及び金額（3号）

○位置図 ※4枚

住所（2号）及び氏名（2号）

○事業計画書

氏名（2号）

○資金計画書

印影（3号）、住所（2号）及び金額（3号）

○御見積書

印影（3号）及び金額（3号）

○御見積書 ※7枚

金額（3号）

○残高証明書

郵便番号、住所（2号）、氏名（2号）、金融機関名、電話番号（3号）、印影（3号）及び金額（2号）

○意見書

住所（2号）及び印影（3号）

○農業振興地域整備計画の変更済証明書

印影（3号）及び住所（2号）

○道路工事施工承認申請書、道路占用許可申請書、悪臭に係る特定施設設置（使用）届出書、委任状及び確認書

印影（3号）、住所（2号）及び電話番号（2号）

○○○○○建指令第1号の184及び○○○○○建指令第2号の24

住所（2号）

〇〇〇〇〇農業振興地域整備計画変更願

住所（2号）、電話番号及び連絡先（2号）及び印影（3号）

〇農地法第5条の規定による申請について（答申）

印影（3号）

〇農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書

住所（2号）

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書中、条例第8条第2号で不開示とした情報は、譲受人又は譲渡人の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、同号本文に該当する。

(3) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書中、同条第3号で不開示とした法人代表者の印影の情報は、譲受人又は譲渡人である法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、公にすると偽造されて悪用されるなどし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、同号イに該当する。

次に、資金計画書及び見積書の金額は、法人の当該事業に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、同号イに該当する。

3 弁明の内容

(1) 対象文書の特定について

審査請求人は、上記第3 1 (1) のとおり、3文書の開示を求めていることから、対象文書の特定が不十分である旨を主張しているものと解される。

農地転用に係る申請書類については、「千葉県農地転用関係事務指針（昭和50年3月制定。以下「指針」という。）の本編第2農地転用許可について1許可申請（4）許可申請書類」に示されており、審査請求人が審査請求の趣旨で開示を求めている「①第3号の申請地とその周辺の調査をした筈の「現地調査報告」、②農土法に関連する法令、例えば「老人福祉法」等に抵触するかの検討した筈の報告」及び「③憲法の基本的人権の保障に抵触するかの検討した筈の報告」に係る文書は、農地転用に係る申請書類に該当しないため、保有していない。

したがって、「①第3号の申請地とその周辺の調査をした筈の「現地調査報告」、
「②農土法に関連する法令、例えば「老人福祉法」等に抵触するかの検討した筈
の報告」及び「③憲法の基本的人権の保障に抵触するかの検討した筈の報告」に
係る文書の開示を求めるとの審査請求人の主張には理由がない。

(2) 不開示情報該当性について

審査請求人は、本件決定の取消しを求めていることから、次のとおり、不開示
情報該当性について説明する。

ア 条例第8条第2号該当性について

上記2(2)のとおりであり、譲受人又は譲渡人の個人に関する情報であっ
て、特定の個人を識別できるものであることから、同条第2号本文に該当する。

また、同号イからニまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記2(1)に記載した情報を不開示としたことは、違法又は不
当ではない。

イ 条例第8条第3号該当性について

上記2(3)のとおりであり、譲受人又は譲渡人である法人又は事業を営む
個人の当該事業に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等又は当
該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、
同条第3号イに該当する。

したがって、上記2(1)に記載した情報を不開示としたことは、違法又は不
当ではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、違法又は不当ではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に
調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件審査請求2の取扱い

審査請求人は、本件決定に対して、本件審査請求1及び本件審査請求2を行ったと
ころ、上記第2 5のとおり、実施機関は、本件審査請求2は本件審査請求1に記載
された審査請求人の主張を追加するものであると解釈し、当該各審査請求を1件の審

査請求と整理した。

そこで、当審査会は実施機関が当該各審査請求を1件の審査請求と整理したことの妥当性について、次のとおり検討する。

当審査会が当該各審査請求及び本件補正書を見分したところ、上記第2 5のとおり、審査請求人は当該各審査請求のいずれにおいても本件決定の取消しを求めていると認められる。

したがって、本件審査請求2は、本件審査請求1に記載された審査請求人の主張を追加するものであると認められることから、実施機関が当該各審査請求を1件の審査請求と整理したことは妥当である。

2 本件決定

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本件土地を農地以外のものにするため、本件土地について所有権を移転する場合に、当事者が実施機関の許可を受けるために申請した行政文書である。

(2) 本件決定について

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、別表の本件対象文書の内訳の欄に記載の文書等により構成され、実施機関は、別表の不開示部分の欄に記載の各情報を不開示としていることが認められた。

これに対し、審査請求人は、本件決定を取り消すべき旨主張している。

そこで、実施機関の本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

ア 不開示部分について

(ア) 譲受人の印影について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、譲受人は畜産業を営む個人であるため、事業を営む個人であると認められる。

また、当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、農地を牛舎に転用することを申請するために作成され、譲受人が事業を営む個人として当該事業のために実施機関に提出した文書であると認められる。

そうすると、譲受人の印影は、譲受人が事業を営む個人として、当該事業のために押印したものであると認められるため、条例第8条第3号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当すると認められる。

そして、当該情報は、本件対象文書が、当該個人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印章は、当該個人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、公にすることにより、譲受人の印影が偽造等され、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、当該情報は、取引行為等で使用されれば、その相手方に開示されることから、相手方を通じて第三者に伝播する可能性もないとはいえないが、これらは、当該個人の意思又は当該個人と相手方間の慣習や信頼関係によって律されるべき問題であり、当該情報は、一般に公開されることを欲しない情報であって、上記の伝播の可能性があることをもって、その性質自体から公のものであるとか、広く知られる状態に置かれているものであるということとはできない。

したがって、当該情報は、同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 譲受人の住所及び郵便番号について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、譲受人は畜産業を営む個人であって、譲受人の住所には畜産業を営むための牛舎があるとのことであった。

そうすると、譲受人の住所及び郵便番号は、譲受人が畜産業を営む個人として当該事業を営むための拠点であると認められるため、同号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当すると認められるが、ノウハウ、信用等の当該事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位に関する情報とは認められない。

したがって、これらの情報は、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、同号イに該当せず、同号ロに該当するとも認められないため、開示すべきである。

(ウ) 譲受人の電話番号及び連絡先について

本件対象文書は、上記(ア)のとおり、譲受人が事業を営む個人として当該事業のために実施機関に提出した文書であると認められる。

そうすると、譲受人の電話番号及び連絡先は、譲受人が事業を営む個人として、当該事業のために記載したものであると認められるため、同号本文に規定

する事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当すると認められる。

ところで、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、これらの情報は、譲受人が業務上の関係者にのみ教えているものであって、一般に公表していないものであり、また、私用されているものでもあるとのことであった。

以上のことから、これらの情報は、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、当該個人の業務に支障を及ぼし、また、当該個人の生活の平穩を害するおそれがあるものと認められるため、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 譲渡人の印影について

当審査会が本件対象文書を構成する農地法第5条の規定による許可申請書の譲渡人の職業の欄を見分したところ、譲渡人は事業を営む個人に該当しないと認められる。

そうすると、譲渡人の印影は、譲渡人の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 譲渡人の住所について

譲渡人の住所は、譲渡人の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるため、同号本文に該当する。

ところで、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、譲渡人が譲受人に本件土地の所有権を移転したことが、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項の規定により何人も交付を請求することができる登記事項証明書において確認され、当該情報が登記事項証明書で公にされているとのことであった。

したがって、当該情報は、法令等により公にされている情報であるため、同号イに該当し、開示すべきである。

(カ) 譲渡人の電話番号について

譲渡人の電話番号は、譲渡人の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(キ) 譲受人及び譲渡人の年齢について

譲受人及び譲渡人の年齢は、譲受人及び譲渡人の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、通常他人に知られたくない情報であることから、なお譲受人及び譲渡人の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ク) 転用地の価格、土地代金及び土地購入費について

転用地の価格、土地代金及び土地購入費は、譲渡人の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、譲渡人が譲受人から受け取った本件土地の代金であり、通常他人に知られたくない個人の財産に関する情報であることから、なお譲渡人の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ケ) 整地費等について

本件対象文書を構成する下記 a から d までの各文書には、別表のとおり、それぞれ下記の情報が記載されている。

a 農地法第 5 条の規定による許可申請書

整地費、建設費、資金所要額の計及び自己資金の金額

b 資金計画書

埋立整地費、建設費及び総経費の総額、内金及び残額並びに自己資金の金額並びに資金の合計金額

c 整地工事等の御見積書

埋立整地費の見積りの総額、消費税額、整地工事費、砂利敷工事費、生垣工事費、雑工事費及び埋立整地費の小計

d 牛舎新築工事の御見積書

牛舎の建設費の見積りの税込合計金額、消費税額、単価、金額、値引き額及び小計

これらの情報は、譲受人が農地を牛舎に転用し、牛舎を新築工事するための費用に関する情報である。

そうすると、これらの情報は、譲受人が営む畜産業に関する情報であると認められるため、条例第8条第3号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当すると認められる。

そして、これらの情報は、公にすることにより、どの程度の規模の事業を行うことができる経営規模なのかなど、事業を営む個人の内部管理に属する事項に関する情報である経営状況を相当程度把握されることとなり、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(コ) 位置図（縮尺が大きいもの）（以下「本件位置図」という。）に記載の個人の氏名及び住所について

本件対象文書を構成する本件位置図に記載の個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文に該当する。

ところで、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件位置図は、一般に販売されている住宅地図の写しであるとのことであった。

そうすると、住宅地図は、用途を問わず誰でも入手できるものであることからすれば、これらの情報は、一般に容易に知り得る状態に置かれている情報であると認められる。

したがって、これらの情報は、慣行として公にされている情報であると認められるため、同号イに該当し、開示すべきである。

(サ) 本件位置図に記載の法人の名称及び住所について

本件対象文書を構成する本件位置図に記載の法人の名称及び住所は、条例第8条第3号本文の規定による法人に関する情報であるが、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められないため、

同号イに該当せず、同号ロに該当するとも認められないため、開示すべきである。

(シ) 公図写に記載の土地の所有者の氏名、住所及び持分について

本件対象文書を構成する公図写に記載の土地の所有者の氏名、住所及び持分は、土地の所有者の個人に関する情報であって、一体として特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文に該当する。

ところで、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、公図写は、譲受人及び譲渡人の代理人が、不動産登記法第119条第1項の規定により何人も交付を請求することができる登記事項証明書に記載された土地の所有者の氏名、住所及び持分を転記して作成したものであるとのことであった。

したがって、これらの情報は、法令等の規定により公にされている情報であると認められるため、同号イに該当し、開示すべきである。

(ス) 隣接農地所有者の氏名について

本件対象文書を構成する事業計画書に記載の隣接農地所有者の氏名は、隣接農地所有者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(セ) 有限会社の代表者印の印影について

有限会社の代表者印の印影は、整地工事等の御見積書が、当該法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、当該法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の印影が偽造等されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、当該情報は、取引行為等で使用されれば、その相手方に開示されることから、相手方を通じて第三者に伝播する可能性もないとはいえないが、これらは、当該法人の意思又は当該法人と相手方間の慣習や信頼関係によって律されるべき問題であり、当該情報は、一般に公開されることを欲しない情報であ

って、上記の伝播の可能性があることをもって、その性質自体から公のものであるとか、広く知られる状態に置かれているものであるということとはできない。

したがって、当該情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ソ) 譲受人の氏名について

上記(ア)のとおり、譲受人は畜産業を営む個人であり、譲受人の氏名が記載されている残高証明書は、譲受人が本件土地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力があることを確認するための文書である。

そうすると、当該情報は、譲受人の当該事業を営む個人としての氏名であると認められるため、同号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当すると認められるが、ノウハウ、信用等の当該事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位に関する情報とは認められない。

したがって、当該情報は、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、同号イに該当せず、同号ロに該当するとも認められないため、開示すべきである。

(タ) 譲受人が取引する金融機関名、金融機関の支店印の印影及び金融機関の電話番号並びに譲受人の預金の種類及び口座番号について

上記(ア)のとおり、譲受人は畜産業を営む個人であり、譲受人が取引する金融機関名、金融機関の支店印の印影及び金融機関の電話番号並びに譲受人の預金の種類及び口座番号が記載されている残高証明書は、譲受人が本件土地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力があることを確認するための文書である。

そうすると、これらの情報は、譲受人の当該事業を営む個人としての資力を証するために記載された情報であると認められるため、同号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当すると認められる。

そして、これらの情報は、譲受人の金融機関との具体的取引関係、資産等に関する情報であり、これを公にすることにより、預金口座が不正に利用されるなど、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同号イに該当し、不開示とすることが妥当で

ある。

(チ) 譲受人の残高金額及び決済未確認証券類の金額について

上記(ア)のとおり、譲受人は畜産業を営む個人であり、譲受人の残高金額及び決済未確認証券類の金額が記載されている残高証明書は、譲受人が本件土地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力があることを確認するための文書である。

そうすると、これらの情報は、譲受人の当該事業を営む個人としての資力を証するために記載された情報であると認められるため、同号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当すると認められ、また、これらの情報は、上記(ケ)と同様、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ツ) ○○○○土地改良区の理事長印の印影について

○○○○土地改良区の理事長印の印影は、当該法人の意見書が、当該法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、当該法人に関する情報であって、また、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、土地改良区等の代表者及び印鑑の登録並びに各種証明事務に関する取扱要領（平成19年4月1日制定）に基づき、実施機関において登録されているものであって、同要領第11条の規定により、閲覧に供することはできないものであるとのことであった。

したがって、当該情報は、上記(セ)と同様、同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(テ) 譲受人の生年月日について

譲受人の生年月日は、譲受人の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、通常他人に知られたくない情報であることから、なお譲受人の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ト) 一般社団法人千葉県農業会議の会長印の印影について

一般社団法人千葉県農業会議の会長印の印影は、農地法第5条の規定による申請について（答申）が、当該法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、当該法人に関する情報であつて、また、当審査会が事務局職員をして当該法人に確認させたところ、当該情報は登録されている印影ではないが、契約書類等の重要書類において使用されているとのことであつた。

したがって、当該情報は、上記（セ）と同様、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 対象文書の特定について

審査請求人は、上記第2 2のとおり、本件請求において、「農地転用の申請書、添付書類、図面一式含む。地番は別紙参照」を請求の内容としており、本件請求の別紙には、本件土地の地番が記載された公図の写し及び本件土地の位置が記載された位置図が添付されているところ、実施機関は、本件請求に対して、本件対象文書を特定した。

そして、審査請求人は、本件審査請求1において、上記第3 1（1）①から③までに係る文書を、本件審査請求2において、「現地調査報告書」に係る文書を、本件補正書において、上記第3 3（1）①から③までに係る文書を特定すべき旨主張している。

以上の本件請求における請求の内容並びに本件審査請求1、本件審査請求2及び本件補正書における主張の内容に鑑みると、審査請求人は、①実施機関が本件土地における農地の転用を許可するに当たって行った、本件土地及び周辺の土地における現地を調査した報告書（以下「報告書1」という。）、②本件土地における農地の転用を許可することが老人福祉法（昭和38年法律第133号）等の農地法以外の法令に抵触するかを検討した報告書（以下「報告書2」という。）及び③本件土地における農地の転用を許可することが日本国憲法（以下「憲法」という。）の基本的な人権の尊重に抵触するかを検討した報告書（以下「報告書3」という。）が、実施機関において本件対象文書に添付されて存在している旨主張していると解される。

そこで、当審査会は、実施機関において報告書1から報告書3までが存在しているかについて、次のとおり検討する。

(ア) 報告書1について

- a 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、転用に係る農地が大規模であるなどの重大な事案又は農地法に違反する事案であるときは、実施機関は、当該事案に係る農地の現地を調査した報告書を作成することもあるが、本件土地における農地の転用は定型的な事案であったことから、報告書1を作成しなかったとのことであった。
- b ところで、当審査会が、農地転用許可制度の適正な運用を確保するために実施機関が制定した指針を確認したところ、実施機関又は農業委員会が現地を調査した報告書を作成するものとする規定が、次のとおり認められた。
- (a) 指針第2 5 (6) クにより、農業委員会が土砂等の利用による農地造成(埋立て事業)の手続において現地調査報告書を実施機関に提出するものとされていること。
- (b) 指針第2 1 2 (4) ウにより、農業委員会が一時転用に係る許可期間終了後に実施機関に現地調査報告書を提出するものとされていること。
- (c) 指針第8 2 (3) により、実施機関が農地法に基づく許可を要しない農地の地目変更に係る証明手続において現況確認書を農業委員会に送付するものとされていること。
- (d) 指針第9 1 (2) により、農業委員会が農地の違反転用の処理において違反転用事案報告書及び実態調査の内容の分かるものを所轄農業事務所に提出するものとされていること。

しかしながら、本件土地における農地の転用に係る申請は、上記(a)から(d)までのいずれにも該当しない。

さらに、指針において、一般に、実施機関が農地の転用を許可するに当たって、農地の現地を調査した報告書を作成するものとする規定はないと認められた。

そうすると、実施機関に報告書1を作成する義務があると認められず、実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められない。

したがって、実施機関において報告書1が存在すると認められない。

(イ) 報告書2について

- a 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、次のとおり説

明があった。

- (a) 農地の転用を許可するに当たって、農地を老人福祉施設に転用するときは、老人福祉法に関する検討を行うが、本件土地については、農地を牛舎に転用するものと認められることから、同法に関する検討を行っていないため、その検討に係る報告書は作成しなかった。
- (b) 農地法以外の法令に抵触するかを検討したことに係る文書は、本件対象文書を構成する農業振興地域整備計画の変更済証明書、受理書、道路の占用の許可に係る書面及び道路工事施行承認に係る書面（以下「変更済証明書等」という。）が該当すると考えられ、変更済証明書等の内容については確認しているが、その検討に係る報告書は作成しなかった。

- b ところで、当審査会が農地法、農地法施行令（昭和27年政令第445号）、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）及び指針を確認したところ、農地を牛舎に転用するため、実施機関が農地の転用を許可するに当たって、老人福祉法に抵触するかを検討しなければならない旨の規定はないと認められるところ、本件土地については、農地を牛舎に転用するものと認められることから、老人福祉法に抵触するかを検討する義務があるとは認められない。

さらに、変更済証明書等は、本件土地を農地以外のものにする行為を行うために、申請に係る事業の施行に関して行政庁の処分を必要とする場合において、これらの処分がされたことにより、申請に係る農地の全てを事業の用に供する施設の用に供することが確実であることを確認する行政文書であると認められる。

そして、実施機関が本件土地における農地の転用を許可するに当たっては、変更済証明書等の内容を確認することで足りることから、改めて本件土地における農地の転用が農地法以外の法令に抵触するかを検討した報告書を作成する必要があるとは認められない。

そうすると、実施機関に報告書2を作成する義務があるとは認められず、実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められない。

したがって、実施機関において報告書2が存在するとは認められない。

(ウ) 報告書3について

- a 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、農地の転用を

許可するに当たっては、憲法に関する検討を行うことはないため、憲法の基本的人権の尊重に抵触するかについて報告書を作成することはないとのことであった。

b ところで、実施機関が行う農地の転用の許可は、農地法に基づく行政処分であることから、実施機関が農地の転用を許可するに当たっては、農地法及び同法に関連する法令を適用して検討されるものであり、憲法を直接に適用して検討されるものではない。

そうすると、実施機関が本件土地における農地の転用を許可するに当たっては、農地法及び同法に関連する法令を適用して検討することで足りることから、実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められない。

したがって、実施機関において報告書3が存在するとは認められない。

以上のことから、実施機関において報告書1から報告書3までのいずれも存在するとは認められず、実施機関の本件請求に係る対象文書の特定は妥当である。

3 審査請求人の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした別表の不開示部分の欄に記載の各情報のうち、同表の開示すべき部分の欄に記載の各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 2月18日	諮問書の受付
令和 2年 3月16日	審議
令和 2年 6月24日	審議
令和 2年 7月22日	審議

別表 本件対象文書について

番号	本件対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
1	農地法第5条の規定による 許可申請書	譲受人の印影、住所、電話番号 及び年齢 譲渡人の印影、住所、電話番号 及び年齢 転用地の価格、土地代金、整地 費、建設費、資金所要額の計、 自己資金の金額	譲受人の住所 譲渡人の住所
2	土地の登記記録に係る 全部事項証明書		
3	位置図（縮尺が小さいもの）		
4	位置図（縮尺が大きいもの）	個人の氏名及び住所 法人の名称及び住所	個人の氏名及び住所 法人の名称及び住所
5	公図写	土地の所有者の氏名、住所 及び持分	土地の所有者の氏名、 住所及び持分
6	申請地の現況写真		
7	位置図（縮尺が大きいもの）	個人の氏名及び住所 法人の名称及び住所	個人の氏名及び住所 法人の名称及び住所
8	公図写	土地の所有者の氏名、住所 及び持分	土地の所有者の氏名、 住所及び持分
9	事業計画書	隣接農地所有者の氏名	
10	土地利用計画図		
11	牛舎新築工事の図面		
12	資金計画書	譲受人の印影、住所及び土地 購入費 埋立整地費、建設費及び総経 費の総額、内金及び残額 自己資金の金額 資金の合計金額	譲受人の住所
13	整地工事等の御見積書	有限会社の代表者印の印影 埋立整地費の見積りの総額、 消費税額、整地工事費、砂利敷 工事費、生垣工事費、雑工事費 及び埋立整地費の小計	

番号	本件対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
14	牛舎新築工事の御見積書	牛舎の建設費の見積りの税込合計金額、消費税額、単価、金額、値引き額及び小計	
15	残高証明書	譲受人の郵便番号、住所及び氏名 譲受人が取引する金融機関名、金融機関の支店印の印影及び金融機関の電話番号 譲受人の預金の種類、口座番号、残高金額及び決済未確認証券類の金額	譲受人の郵便番号、住所及び氏名
16	千葉県〇〇〇〇土地改良区の意見書	譲渡人の住所、譲受人の住所、〇〇〇〇土地改良区の理事長印の印影	譲渡人の住所 譲受人の住所
17	農業振興地域整備計画の変更済証明書	譲受人の印影及び住所	譲受人の住所
18	道路工事施行承認申請書	譲受人の印影、住所及び電話番号	譲受人の住所
19	道路占用許可申請書	譲受人の印影、住所及び電話番号	譲受人の住所
20	悪臭に係る特定施設設置(使用)届出書	譲受人の印影、住所及び電話番号	譲受人の住所
21	受理書		
22	委任状	譲受人の印影、住所及び電話番号 譲渡人の印影、住所及び電話番号	譲受人の住所 譲渡人の住所
23	確認書	譲受人の印影、住所及び電話番号 譲渡人の印影、住所及び電話番号	譲受人の住所 譲渡人の住所
24	道路の占用の許可に係る書面	譲受人の住所	譲受人の住所

番号	本件対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
25	道路工事施行承認に係る書面	譲受人の住所	譲受人の住所
26	〇〇〇〇農業振興地域整備計画変更願	譲受人の住所、印影、生年月日、電話番号及び連絡先 譲渡人の住所	譲受人の住所 譲渡人の住所
27	農地法第5条の規定による申請について（答申）	一般社団法人千葉県農業会議の会長印の印影	
28	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書	譲受人の住所 譲渡人の住所	譲受人の住所 譲渡人の住所
29	許可申請に係る申請書類 チェック一覧表		

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)